

令和3年2月定例会 総務県民生活委員会の概要

日 時 令和3年3月8日（月） 開会 午前10時 2分
閉会 午後 4時24分

場所 第3委員会室

出席委員 藤井健志委員長
岡田静佳副委員長
山口京子委員、新井豪委員、齊藤邦明委員、梅澤佳一委員、本木茂委員、
江原久美子委員、町田皇介委員、木村勇夫委員、石渡豊委員、前原かづえ委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]
北島通次総務部長、坂本泰孝税務局長、洪澤陽平人財政策局長、
田中勉契約局長、表久仁和参事兼人事課長、若林裕樹参事兼税務課長、
谷戸典子職員健康支援課長、影沢政司文書課長、大久保修次学事課長、
松澤純一個人県民税対策課長、鶴見恒管財課長、坂田直人統計課長、
豊野和美総務事務センター所長、飯野由希子行政監察幹、辻幸二入札課長、
吉村正則入札審査課長兼技術評価幹、三橋亨県営競技事務所長

岡精一秘書課長

阿部隆人事委員会事務局長、
田口修人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、益城英一任用審査課長

[県民生活部関係]
山野均県民生活部長、大浜厚夫スポーツ局長、市川善一県民生活部副部長、
穴戸佳子県民生活部副部長、田沢純一広聴広報課長、
堀光美知子共助社会づくり課長、渡邊淳一人権推進課長、
浅見健二郎文化振興課長、久保佳代子国際課長、河原塚啓史青少年課長、
小谷野幸也スポーツ振興課長、斎藤勇一オリンピック・パラリンピック課長、
小川美季男女共同参画課長、関口修宏消費生活課長、
横山竜仁防犯・交通安全課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第 25 号	知事の期末手当の特例に関する条例	原案可決
第 26 号	埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 42 号	指定管理者の指定について（埼玉県平和資料館）	原案可決
第 50 号	埼玉県文化芸術振興計画の策定について	原案可決
第 54 号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算（第15号）のうち総務部関係及び県民生活部関係	原案可決
第 64 号	令和2年度埼玉県公営競技事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
第 69 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 70 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 71 号	埼玉県私立学校助成審議会条例の一部を改正する条例	原案可決
議第 6 号	埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例	原案可決

2 請願 なし

所管事務調査 なし

報告事項

1 総務部関係

- (1) 県庁舎再整備に係る令和2年度の取組について
- (2) 令和3年度地方税制改正案の概要について

2 県民生活部関係

- (1) 第11次埼玉県交通安全計画（案）について
- (2) 屋内50m水泳場及びスポーツ科学拠点施設の検討状況について

【知事提出議案に対する質疑（総務部関係）】

山口委員

- 1 第69号議案について、署名、押印を廃止することだが、サービスの宣誓はどのように行うのか。また、本人確認はどのようにして行うのか。
- 2 第70号議案について、まず、大幅な増額となった理由と業務内容、それから児童福祉司等の「等」とはどのような方なのか。

参事兼人事課長

- 1 署名と押印を廃止し、電子化を考えている。宣誓書の電子ファイルに氏名を入力し、職員に付与されているメールアドレスから送信することで本人確認を行う。
- 2 この特殊勤務手当は、児童相談所に勤務する児童福祉司や、福祉事務所に勤務するケースワーカーなどが福祉の関係の仕事をしたときに支給するものである。今回は、児童相談所に勤務する児童福祉司と「等」に該当する、心理判定を行う児童心理司を対象としている。具体的には子供への虐待や養育に関する相談・指導、子供の一時保護や子供の心理判定、相談、診断などである。大幅に増額した理由については、国からの通知に基づいたものであるが、昨今、児童虐待件数が増加しており、虐待の通報があると48時間以内に安否の確認が必要となり、最悪の場合、命にも関わることもある。正に特殊性、困難性が認められることから大幅な増額となったと聞いている。

新井委員

- 1 25号議案について質問する。報酬削減の検討については、我々自民党県議団は、明確な調査に基づいた埼玉県人事委員会勧告に基づいて行うべきとかねてより主張している。昨年10月には県議団で「埼玉県人事委員会勧告に伴う緊急要望」なども行ったところである。知事等の特別職の期末手当等については、人事委員会勧告の対象ではないが、これまで改定の際には、勧告を参考にしていると聞いている。そこで伺う。今回の提案理由として、厳しい社会経済情勢に鑑みとあるが、今回の減額案を立案するに当たって、その社会経済情勢をどのように判断して、さらにどのように人事委員会勧告を参考にしたと聞いているのか。また、我々や一般の人から見ても、明らかに知事の業務量、勤務日数や勤務時間が増えているのではないかと推察しているが、その中で減額条例を上程するのは、知事はどのように判断していると担当部長と意見が交わされたのか。私が聞いている声としては、「知事は休みを取っているのか」、「体調は大丈夫なのか」と心配する声は耳にするが、報酬削減を望む声は、一切聞いたことがない。こういった県民の声などをどのように踏まえているのか、そういったところも担当部長とどのような意見が交わされたのか。
- 2 現在、多くの職員が、今回の新型コロナウイルスの対応に、昼夜を問わず、全力で職務を遂行されていると思う。知事の仕事としては、こうした職員の努力を県民に対して知らしめるべきであって、自らの期末手当の削減を上程することではないと思うが、こういったことも担当部長とどういった意見が交わされたのか。
- 3 知事の期末手当の特例に関する条例に基づいて、当初予算には、知事の期末手当相当額が計上されていない。仮に修正しようとする、予算増額となると思うが、厳しいコロナ禍において、当初予算を増額する余地はあるのか。もし、余地がある場合、増額し

た際の予算修正によって各部局などに、どのような影響があるのか。

- 4 今回の条例は、他の特別職、副知事、教育長、管理職には影響を及ぼさないという確かな説明をいただきたい。

参事兼人事課長

- 1 社会経済情勢の判断についてであるが、雇用情勢や民間企業の給与や賞与も厳しい状況との結果が出ている。例えば、雇用状況は昨年12月の完全失業率が2.9%、企業の給与の状況、ボーナスの状況なども厳しい状況が報道されている。また、社会経済情勢の経済だけでなく、緊急事態宣言の延長や、県民の方に、できるだけ夜に出歩かない、などといった協力もいただいております、社会的にも厳しい状況であることに鑑みていると聞いている。人事委員会勧告をどのように参考にしているかということについては、今回、特例の減額ということで、勧告と直接連動しているものではなく、苦しんでいる県民に寄り添いたいという知事の思いで提案した。また、知事の勤務時間が増えているのではないかとということであるが、聞いている限りでは、今回の特例の減額ということについては、知事の思い、判断で提案したもので、この件について、部長等と協議の上ということとは聞いていない。

総務部長

- 1 知事との意見交換でどのような話をしたのかということについてであるが、知事からは今回、令和2年12月定例会の開会前に比べ、本年1月7日には緊急事態宣言が発出され、またその期間が延長されるなど、新型コロナウイルスの感染拡大が更に続いている状況であり、県内企業や県民への影響が更に大きくなっていること、それから民間企業における冬のボーナスの支給状況などを見ても、昨年と比べて大幅に減少する、若しくは支給しないとする事業所も増えているということ、そして、コロナの収束が遅れる中で企業業績の悪化や雇用情勢の悪化が続き、影響が長引いており経済への影響が顕著になってきていること、さらに本県への影響も大きく、税収の落ち込みが予想される中で、感染症関係の出費が大変増えており、議会にも理解いただき、度重なる予算の補正もお願いしているところである。こうしたことを踏まえて行政機関のトップとして、少しでも県民に寄り添いたいという気持ちを示すため、期末手当について、支給しないことを提案したところである。

参事兼人事課長

- 2 多くの職員が頑張っているのは指摘のとおりであり、そういった努力を知らしめるべきということではあるが、今回は社会経済情勢を踏まえての知事の判断、行政のトップとしての知事の判断で、職員は対象ではない。最後の質疑にも関連するが、今回、知事一人の特例減額として提案しており、これが他の職員に波及するものではないと考えている。
- 3 予算は企画財政部の所管であるので、仮にそうなった場合は、企画財政部と協議をして対応を検討しなければならない。
- 4 他の特別職には影響はないものと考えている。

新井委員

県民の意識、県民に寄り添いたいという知事の思いがあるということである。県民としては知事に職務をしっかりと遂行してもらいたいという思いが強くあると思うが、報

酬を減らせという意識は薄いのではないか。今回のことが評価されるかどうかは別として、要望や意識は高くないと考える。確認であるが、データはないかもしれないが、知事が就任してから幾度となく災害があった。豚熱から始まって、台風災害や大雨災害など多くあった。一概に比較はできないと思うが、昨年1月2月、今年1月2月だけでよいが、どれだけ勤務日数や時間、業務量等が増えているのか、又は変わらないのか、減っているのか。もしデータがあれば後でもよいので伺いたい。

参事兼人事課長

知事の勤務の状況についてであるが、特別職については、一般職と違い特別職は勤務時間という概念がないため、勤務時間の管理を行っておらずデータはない。職員として感じるころでは、コロナの関係で、土日も感染者は出るため、休みなく働いている様子がうかがえる。

江原委員

- 1 第25号議案について伺う。令和2年9月定例会では、知事と特別職が対象であった。一方、今回は、知事の県民に寄り添いたいとの思いにより提案しており、他の特別職や一般職員は影響がないとのことだが、なぜ今回は知事だけなのか。
- 2 前回との違いとしては、今回は期末手当だけであるが、それはなぜか。
- 3 減額の期間を1年間とした理由はあるのか。

参事兼人事課長

- 1 行政のトップとして、知事自身の責任と意思をより明確にするため、知事のみとしたと聞いている。
- 2 一般的に経営者が特例的な事情で報酬を減ずる場合、給与ではなく賞与を減ずる場合が多いことから期末手当を削減することとしたと聞いている。
- 3 緊急事態宣言も延長され、コロナ禍の収束にはまだ時間がかかると考えている。期末手当については、1会計年度を一つの区切りとした。

前原委員

- 1 第69号議案について伺う。署名と押印を廃止することだが、第71号議案では、押印のみ廃止となっている。両方を廃止しても問題はないとの説明ではあるが、もう少し詳しく説明願いたい。
- 2 第70号議案について、コロナ禍で、エッセンシャルワーカーが注目された。こうした方々の増員などの支援を厚くすべきと考えるがどうか。

参事兼人事課長

- 1 職員に倫理的な自覚を促すことを目的としているので、署名させなくても、自ら提出させることで目的は果たせると考えている。
- 2 児童福祉司等については、順次増員を図っている。例えば、児童福祉司は令和元年度203人であったが、令和2年度は238人まで増員している。職員採用試験も競争試験だけでなく、選考試験も導入し人材の確保に努めているところである。今回の特殊勤務手当の増額は職員の処遇改善につながり、職員確保の好材料につながると考えている。

【知事提出議案に対する質疑（県民生活部関係）】

山口委員

- 1 第42号議案について伺う。2団体の候補者があり、点数により評価し決定したとのことだが、新たな視点が期待できるというのは、有料化くらいしかないように聞こえたが、ほかに何があり、選定したのか。また、指定管理制度を導入した成果は何か。
- 2 文化振興計画について伺う。この計画の主なポイントにも、新型コロナウイルス感染症に対応した文化芸術活動の活性化とあり、そして令和7年までに文化芸術活動を鑑賞する県民の割合を70%、同活動を行っている県民の割合を40%とすることを目標としているが、コロナがいつ終息するか分からない中で、具体的な方策をどのように考えているのか。

広聴広報課長

- 1 選定理由についてであるが、まず、県と指定管理者で役割分担をしている。県は資料の収集、調査研究、展示を行っている。指定管理者は施設の維持管理、イベント等の自主事業の実施をしている。施設の管理委託料について、選定した団体の方が低額であり、また、自主事業については既存の事業に加え、新たに28の新規事業の提案があったため、運営に新たな風を吹き込むと考え選定した。もう1点、有料化の話もあったが、これが決め手になったわけではない。過去8年間にわたり、これまでの指定管理者により、入館料無料で運営してきたため、有料化に当たっては、県民の声をじっくりと聞く必要がある。また、条例に定めた金額については、令和3年3月31日までに決定しなければならないが、有料化となれば、周知期間をしっかりと設ける必要があると考えている。指定管理者の成果については、入館者数、満足度、コスト等を検証の結果、導入したことにより、県民サービスの向上が図られたと認識している。指定管理者導入前の平成24年度と令和元年度を比較すると、入館者数は、18%、5,800人増となっている。また、施設の展示等の満足度も、95%が「よい」、「大変よい」と回答している。以上が指定管理者導入の成果といえる。

文化振興課長

- 2 コロナ感染症の拡大は、文化芸術に対しても大きな影響があった。舞台公演についても、多くが中止や延期となった。公演する方も見る方も一時的には完全に停滞した。こうした影響の大きさを受けて、計画の主なポイントに取り上げ、一般的に留意すべき事項としている。現状ではコロナの終息が見通せない状況にあるが、文化芸術活動を可能な限り活性化させるために、例えばオンラインによる配信であるとか、新たな活動の発表の方法、鑑賞の形態の活用も進めていきたいと考えている。また、県民の主体的、自主的な文化芸術活動についても、コロナの感染症対策にしっかりと取り組みながら積極的に活動を行えるように支援していきたい。具体的な内容であるが、例えば、県のオリンピック・パラリンピックの文化プログラムのリーディング事業に位置付けられている埼玉WABISABI大祭典について、無観客オンラインという形で実施した。配信したものは現在もアーカイブで見られる形になっているが、現在まで30,000を超える視聴回数となっている。また、彩の国さいたま芸術劇場では、次期芸術監督に内定した近藤良平氏が公演を配信するなどしたところである。舞台は生の空気感が大切であるが、コロナ対策が必要な期間は県が自ら実践をして、コロナ禍でも文化芸術できるということを示していきたいと思っている。そして、そのノウハウや事例をいろいろな文化団体に示して活動を促していきたいと考えている。また、国や県のガイドラインでホー

ル自体を使えるようになった。多少の制限はあるが、リアルな公演もできるようになったので、舞台での演者の配置や観客の安心安全の確保の仕方など、そういったことも実践しながら、コロナ禍にあっても実施できるようにしていきたい。そして、コロナ終息後の一層の文化芸術の活発化につなげていきたいと考えている。

山口委員

- 1 指定管理者の指定について、まだ入館料を有料とするか無料とするか決めておらず、時間が余らないのに、アンケートを実施するなどの方策をとるとのことである。無料から有料になることはとても大きなことであるが、時間がない中でしっかりと説明できるのか。
- 2 芸術活動について、生でやるのが一番である。オンラインなども実施しながらどうやったらそこで同じ空気を吸っていけるかを、芸術監督がダンスの方に決まったところなので、その辺りも1年かけて、もう一度努力すべきだと考えるがどうか。

広聴広報課長

- 1 アンケートを取った上で進めるが、候補者とも選定委員会で有料化の場合と無料の場合を検討しており、無料となった場合でも管理運営に影響はないと確認している。総合的に候補者と協議しながら、アンケートの結果を反映させていきたいと考えている。

文化振興課長

- 2 生での空気感を大事にしていきたいと考えており、オンラインを進めたいというわけではない。出演者も来場者も安全に生のステージができるかを問う努力を徹底して、鑑賞していただけるようにしていきたい。また、今後のコロナの状況で観客を入れられないという事態が発生してもオンラインを活用して事業ができるような状況をつくっていきたい。あるいは、大勢の人が見られないような場合はオンラインを併用するような形で進めていきたい。

石渡委員

指定管理者の指定について、選定委員会では慎重に審査したと考えるが、審査項目を見ると「法人等の経営基盤は安定しているか」の項目が、候補者は満点の68%しか満たしていない。他の項目は7割から8割であるのに、こういった重要な項目が低い点について、どのように考えているのか。

広聴広報課長

日本公認会計士協会埼玉会の推薦により、選定委員に公認会計士が入っている。指摘の部分についても、過去3年間の貸借対照表、損益計算書などの決算書類の提出を求め確認した。その中で長期借入金の状況について、着実に返済していること、また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に対応するため、運転資金を増やして、様々な事態に対応していることから問題ないと判断した。

石渡委員

選外となったA団体は、維持管理に当たり負の遺産を改革していこうとした年月がある。以前は不衛生であった館内をきれいにした。和式トイレも洋式に変更した。自動販売機の入替えもままならなかったのを改革したのは、点数に入らないのか。

広聴広報課長

過去の対応として、評価している。今回は、新たな提案も比較した。候補者の提案は、解説シートやサインシステムの導入など、県民目線の新たな提案があった。この辺りも含めて候補者として選定した。

石渡委員

- 1 入館料の有料化については初めて聞いた。これまでの指定管理者は、赤字を出してでも頑張っていたと聞いているがそのことはどう考えるか。
- 2 じっくりアンケートを取って検討するというが、どれくらいの期間で実施するのか。

広聴広報課長

- 1 赤字覚悟で管理したという話については、県がそうしてほしいと頼んだわけではない。指定管理者からの提案で、もともと低額に定められている入館料を徴収する事務のコストを考えると無料化でも運営可能とのことであった。また、指定管理期間トータルでは赤字にはなっていない。
- 2 アンケートの期間についてであるが、コロナ禍で現在休館中であるので、再開後、一定程度の回答が集まるまでは実施したい。一定程度とは、通常どおり開館していれば、年間600から700件程度のアンケートが集まるので、それを想定している。インターネット等を通じて集め、半年を目途にしたいと考えている。

前原委員

- 1 平和資料館の指定管理についてであるが、私も有料化について、初めて聞いた。有料を前提に決まることには承服できない。このような時期に有料化を検討するなどおかしいと考える。半年程度のアンケート期間で決めるとのことだが、候補者の提案にあった28の新規事業については、無料化した場合にも影響はないのか。また、28の事業は具体的にどのようなものか。
- 2 文化芸術振興計画の策定について、計画の中に「医療、福祉、健康分野における文化芸術の活用」とあり、「医療、福祉現場での音楽、美術等の活用」とあるが、コロナ禍の経験を踏まえて、今後どのように充実させていくのか。また、計画の指標の中で、「文化芸術活動を行っている県民の割合」について、目標値が低いと考える。コロナ禍の経験も踏まえ、若者だけでなく、高齢者など様々な世代に向けて推進することで割合を上げていくべきと考えるがどうか。

広聴広報課長

- 1 有料化についてであるが、候補者の提案では、年間を通じて有料化するのではなく、地元の大きなイベントであるスリーデーマーチの際は、これまでの連携の実績も踏まえ、来場者を呼び込むため無料化するなどの提案があった。また、無料から有料にするのは大きなことである。最終的には条例の範囲内で県が決定するので、しっかり声を聞いて判断したい。新規事業についてであるが、例えば、平和資料館のオリジナルキャラクターやロゴを定め、浸透させることや、ボランティアを活用した地域との連携事業として、花と緑のガーデニング体験会を実施する等がある。

文化振興課長

2 コロナ禍で外に出られない方々に、屋内にいながらにして優れた音楽を鑑賞できるように、アーティストにボランティア登録をしていただき、派遣する事業を行っている。年間250件程度派遣している。しかし、今年度は12件しか実績がないが、最初の緊急事態宣言が解除された後に、少ない演奏者で広い会場をセットするなどの方法により実施するなどの経験も積んできたので、これらを活用して推進していきたい。指標の目標値が低すぎるのではないかということについては、このコロナ禍で大きく数値が落ち込んでおり、むしろ高すぎるのではないかという声もある。オンラインを活用するなどの方法も取り入れながら目標値に近づくようにしたいと考えている。

前原委員

- 1 指定管理者について、無料でも影響がないという答弁があったが、影響がないのであれば有料化する必要はないと考えるがどうか。また、有料化については条例の範囲で県が判断することのだが、どういう状況であれば県が判断するのか。また、新規事業について、平和の推進に関する事業も実施するのか。
- 2 医療・福祉現場における文化芸術の活用について、どのような方法を考えているのか。

広聴広報課長

- 1 有料化は、候補者の提案であるので、やめろとは言えない。県民の声を聴くなどして、県として判断したい。有料化が前提ではなく、県民の声やコストなどを見て判断する。平和を冠した事業については、「平和花と緑のイベントの開催」、「平和スポーツレクリエーション教室の開催」、「平和を感じるポスター展、写真展」、「森の平和音楽祭」などの提案があった。

文化振興課長

- 2 アーティスト等の医療現場への派遣について、福祉現場と同じ考え方である。急性期の医療現場ではなく長期入院している方々を対象とすることを考えている。コロナ禍で十分な安全対策が必要になるが施設等と調整して派遣を進めていきたい。

梅澤委員

補正予算にオリンピック・パラリンピックの関係がある。聖火リレーについて、辞退者が出るなどのニュースがあったが、県内はどうか。また、市町村との協議は現在どうなっているのか。コロナ対策について、どのようなことを市町村と協議しているのか。

オリンピック・パラリンピック課長

県実行委員会が選定した聖火ランナーは75人であるが、全て公募で辞退者はいない。市町村とはオンラインを通じて、ランナーの移動、着替え場所からの展開等について協議している。また、コロナ対策については、大枠は、組織委員会がガイドラインを示し、県が担う部分について対策を行っている。具体的には、簡素化とコロナ対策の要素があり、簡素化としては車列の縮小やイベントにおける入場者の制限がある。コロナ対策としては、入場者の手指の消毒やソーシャルディスタンスの確保などに取り組む予定となっている。

梅澤委員

世界中の人が見に来たいという状況ではない中で、県内で行われる4競技の会場の状況

はどうか。

オリンピック・パラリンピック課長

国と東京都と組織委員会で構成する新型コロナウイルス感染症対策調整会議において、観客については、春までに詳細を決定することになっている。観客の上限人数については、国内での上限規制に準じて検討することとなっている。海外からの受入れについてもこの春に決定することとなっており、先般、組織委員会、IOC、IPC、東京都及び国による5者会議の中では、聖火リレーが始まるころには、海外からの観客についての方向性を出したいと、組織委員会の会長が明言したところである。

【知事提出議案に対する討論】

齊藤委員

第25号議案に対する賛成討論を行う。令和2年9月定例会の本委員会における、第100号議案「知事等の給与の特例に関する条例」に対する反対討論で申し上げたとおり、知事等特別職の給与は、人事委員会の勧告の対象ではないが、これまでも、給与を改定する際には、人事委員会の勧告を踏まえた一般職の給与改定の取扱いなどを参考にしている。これは、人事委員会の給与勧告の仕組みが、民間給与調査に基づいて定められていることにより、不測の社会経済情勢に寄り添っていこうとする考えに則しているからである。このような考え方に基づき、知事の期末手当については、人事委員会の勧告を参考にして、同年12月定例会で、その額を改定するための条例改正が行われたものと理解している。提案理由にあるように、社会経済情勢に鑑み、本条例を策定するのであれば、明確な調査に基づいた人事委員会勧告を参考にして、理論的根拠に基づき、行われるべきであるが、本議案を否決した場合には、知事に期末手当を支給するために、当初予算案の修正が必要になり、その影響は多岐にわたる。我々としては、これまで一貫して、知事等特別職の給与は、人事委員会勧告を参考にして、理論的根拠に基づき行われるべきと主張してきており、この考え方に変わりはないが、ただ今述べたような当初予算に与える影響が多岐にわたることに鑑み、本条例案に賛成する。

【議第6号議案に関する提案理由の説明】

中屋敷議員

議第6号議案、埼玉県エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例について、提案者を代表して説明する。

エスカレーターは、安全上、立ち止まった状態で利用するのが、正しい利用方法であるとされている。しかし、急いでいる人などエスカレーターを歩いて利用する人のために、片側を空けておくことが慣例となっている。この慣例により、歩行によるエスカレーターの利用が多く、多くの場所で日常的に見受けられるが、これは非常に危険なことであると考えている。エスカレーター上の歩行は、バランスを崩して、自身が転倒する原因になるだけでなく、すり抜けざまに接触や衝突して他の利用者を転倒させるおそれもある。また、けがや障害などの身体的な問題により、片側の手すりにしかつかまることができない人もおり、片側を空けることによって、手すりにつかまることができなくなり、転倒などの事故につながるおそれもある。さらに、県民の方に対するヒアリングでは、子供を持つ親から、「手をつないで二列で利用したい」、お年寄りから、「歩行者の荷物が当たって怖い思いをした」、といった話もいただいた。このように、慣例となっている利用方法は危険であるというだけでなく、子供、お年寄りなどを含めた全ての人々にとって、やさしい利用方法にはなっ

ていない。全ての県民が安心して安全にエスカレーターを利用できるようにするためには、エスカレーターは立ち止まった状態で、利用するものであることを周知徹底し、人々の行動を変える必要がある。このため、既に本県は、九都県市首脳会議として、鉄道事業者とともに、立ち止まった状態で利用することを呼び掛けるキャンペーンなども実施しているが、歩行によるエスカレーターの利用は、多くの場所で見受けられ、状況に変わりはない。そこで、私たち自由民主党議員団では、慣例となるほど社会に定着した人々の行動を変えるためには、より強いメッセージを発信する必要があると考え、利用者に対し、エスカレーターは立ち止まった状態で利用することを義務付ける内容を規定する条例の策定に向けて検討してきた。検討にあたっては、ホームページにおいて1か月間、県民コメントを行った。県民コメントでいただいた貴重な意見を踏まえて、作り上げた条例案である。

それでは、条例案の概要を説明する。第1条、条例案の目的であるが、エスカレーターの安全な利用の促進に関し、県の責務などを明らかにするとともに、エスカレーターの利用及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、エスカレーターの安全な利用を確保し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目指すものである。

次に、本条例案に規定した内容である。第2条から第4条までにおいて、県、県民、関係事業者のそれぞれの責務を規定した。第2条は、県の責務である。エスカレーターの安全な利用の促進に関する総合的な施策を策定し、実施することを規定した。第3条は、県民の責務である。エスカレーターの安全な利用に関する理解を深めて自主的、積極的に取組を行うよう努め、県及び関係事業者が実施する施策及び取組に協力するよう努めると規定した。第4条は、関係事業者の責務である。第4条の関係事業者は、エスカレーターに関係する事業者を意味しており、第6条において、義務を規定したエスカレーターの管理者だけではなく、エスカレーターの安全確保を目的とした事業を行う団体や、エスカレーター製造を行う事業者なども含まれる。これらの関係事業者の責務として、エスカレーターの安全な利用に関する理解を深めて、自主的、積極的に取組を行うよう努めることや、県が実施する施策に協力するよう努めることを規定した。次に第5条において、エスカレーターを利用する者の義務として、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならないことを規定した。そして、第6条において、エスカレーターを管理する者の義務として、利用者に対し立ち止まった状態でエスカレーターを利用すべきことを周知しなければならないことを規定した。第7条は、エスカレーターの管理者に対する行政指導に関する規定である。エスカレーターの安全な利用の促進のために、必要であると認めるときは、周知に関し必要な指導などができることを規定した。なお、利用者に対する行政指導については、検討の結果、規定しないこととした。この理由としては、エスカレーターが設置されている施設の大半が、駅舎や商業施設などの私有地であることを勘案し、今回は、利用者の義務を規定することに留めて、その義務を周知徹底することが適当であると考えたためである。最後に附則であるが、十分な周知期間を設けるため、令和3年10月1日から施行することとしている。また、第2項の見直し規定についてであるが、まずは、利用者の義務を規定し、その義務を周知徹底することが重要であると考えているが、条例施行後にその順守状況などを踏まえた上で、より踏み込んだ措置なども検討する必要があると考え、規定したものである。私からの説明は以上である。委員各位におかれては、よろしく審議いただき、何とぞ賛同を賜るようお願い申し上げます。

【議第6号議案に対する質疑】

山口委員

1 利用者の義務に関して、エスカレーターは立ち止まった状態で利用すること以外にも、

例えば、ベビーカーは乗せない、手すりにはつかまり、手すりから体を持ち出さないことなど、義務化した方がよい行為もあると考える。しかし、その中でも今回立ち止まって乗ることを規定したのはなぜか。

- 2 ヒアリングや県民コメントを実施したようであるが、どのような意見があったのか。そしてその県民コメントやヒアリングの内容を条例にどう反映させたのか。

中屋敷議員

- 1 エスカレーターへの安全な利用方法は、ほかにもあることは承知している。その中でも立ち止まった状態で利用することを利用者の義務として特に規定した理由は、本来の利用方法に反する形で、歩いて利用する人のために片側を空けておくことが慣例となっており、歩行によるエスカレーターの利用は、多くの場所で日常的に見受けられるとともに自身が転倒する原因になるだけでなく、他の利用者を転倒させるおそれのある大変危険な行為であるためである。立ち止まった状態で利用すること以外の安全な利用方法は、県民の責務を定めた第3条の規定により、エスカレーターへの安全な利用に関する取組として自主的かつ積極的に行ってほしいと考えている。なお、附則の見直し規定により社会情勢を踏まえた上で必要があれば条例を改正することも考えている。
- 2 県民コメントは、令和2年12月22日から令和3年1月21日まで自由民主党埼玉支部連合会のホームページで実施し、個人の方、鉄道事業者、商業施設など、10件の意見をいただいている。その中には、個人から「罰則を設けてもっと厳しくすべき」、商業施設の方から「カートやベビーカーを乗せることを禁止することを入れるべき」そのほか「趣旨には賛同であるが、利用者が立ち止って利用することが目的であるから、管理者に対する公表等は削除してほしい」などの意見も寄せられた。これらの意見を踏まえて条例案を検討し、管理者からの意見を一部反映させて、公表に関する規定を入れないこととした。

齊藤委員

利用者が第5条の義務である、立ち止まった状態で利用することに違反した場合には、指導や勧告の対象とはならないようだが、管理者の周知義務違反は、指導等の対象となるのに、利用者の義務違反は指導等の対象とならないのはなぜか。

中屋敷議員

利用者に対して、厳しい措置を講じることについては、条例の策定に当たり検討を行った。しかしながら、指導を行うことを目的として駅舎や商業施設に立ち入ることは、これらが私有地であるため、なかなか難しいと感じている。また、路上喫煙の取締まりなどと違い、吸い殻のように証拠が残らず、指導しづらいというところもある。エスカレーターの利用者を日常的に監視し、義務違反者に対して、指導を行うことは、実質的にも、コスト的にも困難であり、実効性がないため、利用者の義務違反を指導等の対象とはしないこととした。執行部には管理者としっかり連携しながら、利用者に義務が周知されるよう、条例を執行してほしいと考えている。

町田委員

- 1 例えばこれが国の法律であれば、あらゆる報道媒体などを通して、加速度的に全国に情報が広がり、多くの国民に知れ渡り、そして認知するという状況に進んでいくと思うが、今回は、埼玉県独自の条例ということであるので、県民あるいは県外の方や、関係

事業者の方々に、どのように周知をして、そして認知していただき、新たな意識付けをしていくのか。条例では、第6条で管理者に対する周知の義務が規定されているが、この条例の周知を管理者のみが行うといった解釈でよいのか。

- 2 第7条において、知事はエスカレーターの安全な利用の促進のために、必要であると認めるときは、管理者に対し、必要な指導、助言及び勧告をすることができるという規定があるが、この知事が必要と認めるときとはどのようなケースを想定しているのか。

中屋敷議員

- 1 先ほど説明したが、利用者に対する指導は困難であるので管理者の方々に周知していただきたいというのが、今回の条例を制定しようとする基本的な考え方である。また、それでも改善しない場合は、しっかりと対応しなくてはいけないと考えている。
- 2 助言については、例えば第6条において、具体的な周知方法を助言することなどが想定される。指導及び勧告については、第6条の義務に反して周知を行っていない管理者がいた場合、いきなり勧告ではなく、まず、そういった行動をするよう指導を行い、それでも周知を行わない場合は、勧告を行っていくようにステップを踏んでいく予定である。

前原委員

- 1 エスカレーターの事故で最も多いものは、どんな内容なのか。
- 2 例えば、東京都の秋津駅のように埼玉県と行政界にある駅ではトラブルが想定されると思うが、そのことについてどう考えるのか。エスカレーターには一人分の幅しかない狭いものもあるが、ほとんどの人が歩いているので、歩かないと悪いような気がする状況がある。埼玉県民としては、そこを歩いていると条例違反になるのか。
- 3 人混みを早く抜け出したい、閉塞した空間は精神的に苦痛という心の病を持つ人が駆け抜けるという行為について配慮してほしいとの意見が届いている。その点についてはどのように検討されたのか。

中屋敷議員

- 1 事故の内容であるが、2018年と2019年の2年間に全国で1,550件の事故が発生している。事故の内訳としては、転倒が最も多く963件、転倒の原因としては、ステップ上を歩行してつまずき転倒したものや、逆走し駆け上がり転倒するなどとなっている。
- 2 行政界にある駅でのトラブルの想定についてであるが、同調圧力というものがあることは、承知しているが、そこから変えていかなければならない。慣習をどう変えていくかが、今回の条例の提案の一番の肝であり、何とかそういう方向を作っていきたいというのが趣旨であるので理解いただきたい。
- 3 県民の状況は千差万別であると思う。そうした状況の中であっても、まず、駆け抜けるということ自体が大変危険な行為であるので、何とか理解いただけないかというのが本条例を提案する根本的な部分である。例えば見た目では分からないことに対してどのように対処したらよいのかについて、施行後に検討が必要であれば、その段階で見直すということになると考える。

前原委員

同調圧力についてであるが、駅では歩かないことが繰り返しアナウンスされている。例

えばこの条例が施行され、アナウンスの中に「エスカレーターを駆け上がる人は条例違反です」といった文言が入ったときに、犯人捜しの方向に向かっては困る。そういったことへの危惧についてはどう考えるのか。

中屋敷議員

手段については、県当局の方で考えることであると思う。今現在、委員御指摘のように取り組んでいただいている状況も認知している。取り組んでいただいているけれども、そうした行為が減らないということが最大の問題であるので、そこは理解いただく努力ができるかということを経営局、所管課に検討いただかなければならないと考えている。

木村委員

附則にある見直しについて、全国初の条例ということで、これから状況を見ながら必要に応じて見直すことは非常に重要であると考えている。その中で、どのようなタイミングで、どのように見直ししていくのか。そのイメージがあれば伺いたい。

中屋敷議員

半年間周知期間を設けるというところで、実際に条例として機能するのは令和3年10月を目指している。今後、実際に展開をしていく中で、適宜判断するしかない。あくまでも、安全な利用を促進していくことを我々としては求めているので、その状況を確認することは非常に重要だと考えている。いつをめどにするかというのは、今の段階で考えるべきことではないと思っている。

江原委員

- 1 第2条に、県の責務が規定されており、この中に、総合的な施策の策定、実施とある。九都県市首脳会議としていろいろキャンペーンをしているが、これまで、埼玉県が安全な利用の促進に関し、どのような施策を行ってきたと把握しているのか。そして、第2条で規定しているとおりの、施策の展開に当たり、課題があるからこういったことを規定していると思うので、条例ができることによって、どのような施策ができると考えているのか。
- 2 先ほど事故が1, 550件であったとの話があったが、年齢構成であったり、性別であったり、時間帯などの分析について伺いたい。
- 3 利用者の義務違反については、指導は実質的に難しいであろうということで盛り込んでいないということであったが、例えば、条例違反者が出てきたときに、鉄道事業者に対していろいろな苦情も出てくると考えられる。そのことについてどのように考えているのか。
- 4 管理者の責務が第7条に規定されているが、管理者やエレベーター協会でも毎年手すりにつかまろうキャンペーンであったり、ポスター掲示であったり、JRでもポスター掲示で働き掛けている。更に放送で呼び掛けるなど注意喚起を行っている。そこで、本条例によって、それ以上に何が変わっていくのか。

中屋敷議員

- 1 商業施設においても、できるだけ努力はしていただいているのが現状にある。しかし、事故件数の大きな減少がみられないという状況の中で、これを事業者の方々だけにお任せしないために、今回条例を制定したい。これまでのキャンペーンの取組を、行政

としてしっかりと後押しができるのではないかと考えている。

- 2 エレベーター協会を取りまとめた資料の中に、乗り方不良であるとか、いたずら、緊急停止というのもある。機器の故障などもあるが、エスカレーターの事故で圧倒的に多いのが乗り方不良とある。さらに、ステップの上での事故が一番多い。メーカーとの意見交換の中で本条例が必要だと考えた理由として、エスカレーターはむき出しの金属だということである。転倒でけがをしないということはないという話であった。年齢別で一番多いのが、60歳以上の方、踏み段の上での転倒が一番多く419件である。その次が16歳から59歳で挟まり事故、例えばサンダルや裾の長い衣服が挟まる事故が多い。15歳以下についても大人と同じような傾向である。
- 3 苦情についてであるが、新しく条例を制定する場合は必ず起こると考えている。例えばポイ捨て防止条例などでもあった。そこは、理解の幅を広げていただくことが今回の一番の目的であるので、粘り強く展開をしなければならぬと考えている。
- 4 注意喚起については、既に実施していただいているということは指摘のとおりである。しかし、その状況下でも減らないという現状がある。勧告までにとどめている理由の一つに、管理者の方々が努力していただいていることを理解しているためである。そして、あくまでも利用者の方々のモラルの部分をもどのように変えていけるかというところが課題中の課題であると捉えているので、そうした取組が進められるような展開を考えていただきたいということである。

江原委員

- 1 第2条についてであるが、事業者が行っているキャンペーンではなく、県の責務を定めており、9都県市のキャンペーンなどこれまでの取組に課題があるから、責務として定めたと理解しているが、県としてどのような総合的な施策を行うのか。
- 2 第7条について、利用者の考え方を変わるとのことだが、周知に関して必要な指導、助言、勧告を行うことについて、条例に定めることでどう変わっていくと考えているのか。

中屋敷議員

- 1 手段については、条例制定後に関係当局に検討していただきたいと考えている。
- 2 管理者への指導、助言、勧告については、安全な利用の促進の理解が今後鮮明になっていく中で、駅やショッピングセンターなど様々な状況下で判断していかなくてはならないと考えている。

江原委員

第7条については、管理者に対する指導であるが、周知に関してのみ必要な指導、助言、勧告するものなのか。既にポスター掲示など様々な取組をしている管理者に対し、何が変わると考えているのか。

中屋敷議員

寄せられた意見の中にも、既に取り組んでいるという意見も多々あったことは承知している。全く行っていない管理者もまだあるので、全体的に安全な利用につなげていけるチャンスとして、そこを下支えするものが必要であると考えている。

【江原委員から提出された議第6号議案に対する修正案の説明】

江原委員

修正案について提案する。これまでの質疑を経ての修正案の提案である。提案者の説明の中でも、慣例と述べていた、急いでいる人が、エスカレーターを歩く人のために空けておくということについては、罰則規定がないとはいえ、いきなり条例を定めて義務化するということは、いささか県民にとって唐突なのではないかと考える。もちろん、エスカレーターの安全な利用は、促進すべきと考えるが、私たちは、エスカレーターの安全の促進に当たっては、「なければならない」と義務化する前に努力義務として、県民に投げ掛けるべきだと考えており、義務化する必要はない。今、お配りした修正案を見ていただきたい。第5条の利用者の義務と第6条の管理者の義務というところであるが、この義務を「努力義務」と修正させていただいた。具体的な内容については、一般社団法人日本エレベーター協会の調査報告などが一番よいと思うが、利用者の事故が発生する方策として、まずは手すりをつかんで立ち止まって乗ることを挙げているからである。また、一番エスカレーターでの事故件数が多いのは東京都であるが、東京都の救急搬送データから、やはり、手すりにつかまって、立ち止まることで、エスカレーターの事故防止が図られるとしている。さらに、エスカレーターに関わる事故防止対策検討委員会の報告においても、やはり手すりを利用し、歩行は避けるということがよろしいとなっている。もちろん、このイ、ロ、ハ以外にもベビーカーはエスカレーターではなくてエレベーターに乗ることなどもあったが、先ほど述べた慣例の是正を条例化することに鑑み、必要最低限のイ、ロ、ハにまとめさせていただいた。そして先ほど質疑もしたが、事故発生の時間帯について触れられた答弁はなかったように思われるが、21時以降は、ほぼ酩酊状態の事故であることから盛り込むこととして努力義務とした。最後の第7条についてであるが、修正案では努力義務規定としているので、条例の均衡を保つために削除することとした。以上が提案説明であるが、賛同いただくよう、よろしく御審議願います。

【議第6号議案に対する修正案に関する質疑】

新井委員

修正案の第5条と第6条であるが、第6条の管理者の努力義務で、周知に努めるとある中に酩酊状態で利用しないこととあり、これは駅が想定されると思うが、「酩酊状態でエスカレーターの利用はお控えください。」とアナウンスされると思う。ここで、全国における駅のホームで発生する人身事故の65%以上が酔っ払いの利用者によるものである。駅、ホーム、ひいては鉄道の利用に関しても管理者は酩酊状態での利用を注意喚起しなければならない。鉄道事業者も苦慮しており、JRでも何年か前にキャンペーンを行っている。そのような中、酩酊状態でエスカレーターの利用を控えることというのは、誤ったメッセージが発信されると懸念される。本人にとってはもっと危険な、階段を上らせるのか、又は利用すべき人に混ざってエレベーターを利用させるのか、とにかくエスカレーターに限って注意喚起すると間違ったメッセージを発信することになる。自民の案では第3条の第1項において、「エスカレーターの安全に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。」と努力義務を規定しており、こちらで読み込めると考えるが、あえて酩酊状態など規定した理由はなにか。

江原委員

データについてであるが、エスカレーターの事故に特化した数字を見てみると、飲酒をして酩酊状態で事故が発生したものが35.5%もある事実があり明記した。それと利用

者の義務を設定するのではなく、努力義務にすべきであることから第5条、6条についても修正するものでそういった懸念はないと考える。むしろ義務ということではなく、努力義務ということでさせていただいた。